平成２５年（フ）第５号
岡山県津山市池ケ原1120番地２、住民票上の住所岡山県津山市宮部下2134番地
債務者　谷口　木実
1　決定年月日時　平成25年２月21日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月15日まで
岡山地方裁判所津山支部

平成２５年（フ）第２号
高知市五台山3062番地
債務者　大野　　斉
1　決定年月日時　平成25年２月21日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月15日まで
高知地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第４９号
沖縄県那覇市字古波蔵217番地２　与古田アパート201
債務者　桃原眞智子
1　決定年月日時　平成25年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月15日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２５年（フ）第１２号
北海道旭川市東５条11丁目１番11号　ユーチャリスＦ113号室
債務者　菊地　照美（旧姓田中）
1　決定年月日時　平成25年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月10日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月17日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２７号
北海道旭川市豊岡６条６丁目４番３号
債務者　大村ちなみ
1　決定年月日時　平成25年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月10日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月17日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第５８３号
川崎市川崎区小田１丁目14番８号　グリーンハイム清和202、前住所川崎市川崎区池田１丁目４番22―402号　ウイステリアガーデン
債務者　臼杵　美子
1　決定年月日時　平成25年２月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月15日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月16日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第６５２号
川崎市幸区鹿島田963番地　星野荘103
債務者　時田　治重
1　決定年月日時　平成25年２月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月15日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月16日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第６５６号
川崎市川崎区日進町17番地２　スカイコート川崎第２―906、前住所東京都練馬区光が丘３丁目３番２―411号
債務者　櫻井　康治
1　決定年月日時　平成25年２月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月15日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月16日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第６６７号
川崎市高津区明津11番地　コーポ山ゆり１階102、前住所川崎市高津区蟹ケ谷22番地１ニューウェルテラス第３日吉308
債務者　水上　浩之
1　決定年月日時　平成25年２月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月15日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月16日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第６７５号
川崎市麻生区千代ケ丘３丁目18番地８　千代ケ丘荘、前住所千葉市若葉区加曽利町1727番地１　ハッピーの会
債務者　佐々木法城
1　決定年月日時　平成25年２月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月15日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月16日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第６７８号
川崎市中原区井田三舞町８番25号　205、前住所静岡県裾野市石脇532番地２
債務者　菊地　次郎
1　決定年月日時　平成25年２月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月15日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月16日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第２１号
川崎市中原区上平間1152番地　上平間ハイム002―104
債務者　本松　静恵
1　決定年月日時　平成25年２月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月15日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月16日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第２８号
川崎市宮前区東有馬４丁目22番21―102号
債務者　高村　淳子
1　決定年月日時　平成25年２月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月15日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月16日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第３３号
川崎市幸区中幸町４丁目51番地１　アーバンスピリッツ川崎805
債務者　船生　正広
1　決定年月日時　平成25年２月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月15日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月16日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係